

学位 (名古屋学院大学学位規程第2条～第7条)

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

(学位の名称)

第3条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第2章 学士の学位

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本大学の教育課程を卒業した者に対し、教授会の議を経て大学が授与する。

(学位の専攻分野の名称)

第5条 学士の学位は、その卒業した学部・学科に応じて、次のとおりとする。

学部・学科	学位	学位 (英語表記)
経済学部	学士 (経済学)	B. A. (Economics)
現代社会学部	学士 (現代社会)	B. A. (Contemporary Social Studies)
商学部	学士 (商学)	B. A. (Commerce)
法学部	学士 (法学)	B. A. (Laws)
外国語学部	学士 (文学)	B. A. (Foreign Studies)
国際文化学部	学士 (国際文化)	B. A. (Intercultural Studies)
人間健康学部 人間健康学科	学士 (人間健康)	B. A. (Human Health)
人間健康学部 リハビリテーション学科	学士 (理学療法学)	B. Sc. (Physical Therapy)
スポーツ健康学部 スポーツ健康学科	学士 (スポーツ健康)	B. A. (Health and Sports Sciences)
スポーツ健康学部 こどもスポーツ教育学科	学士 (こどもスポーツ教育)	B. A. (Education and Sports for Children)
リハビリテーション学部	学士 (理学療法学)	B. Sc. (Physical Therapy)

(学位の授与)

第6条 学長は、第4条に定める者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位記の授与は、毎年3月及び9月とする。

(学位記)

第7条 学士の学位記は付表第1による。

○第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学○○学部○○学科所定の課程を
修めて本学を卒業したことを認め
学士(○○)の学位を授与する

年 月 日

名古屋学院大学○○学部長 氏 名

印

名古屋学院大学 学長 氏 名

印